

議案第 17 号

市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例の  
一部改正について

市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

平成 24 年 9 月 7 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例の  
一部を改正する条例

市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例（平成 16 年  
条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 市民活動団体 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢  
献に係る分野の活動（不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを  
目的とするものに限る。）を行うことを主たる目的とする団体であって、営  
利を目的とせず、かつ、その行う活動が次のいずれにも該当するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを  
主たる目的とするものでないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目  
的とするものでないこと。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定  
する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を

含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第3条第1項第6号を削る。

第4条第1項中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと。

(7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと。

(8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該交付申請をした市民活動団体が市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者（第18条第1項第8号において「暴力団等」という。）であるときは、当該市民活動団体については、支援対象団体としないことを決定するものとする。

第18条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 支援決定団体が暴力団等であることが判明したとき。

第20条第6項中「1年」を「2年」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例の規定は、平成25年1月1日以後に交付申請のあった市川市市民活動団体支援金について適用し、同日前に交付申請のあった市川市市民活動団体支援金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に市川市市民活動団体支援制度審査会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

## 理 由

市民活動団体支援制度を不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的として活動を行う団体を支援する制度とするため、市民活動団体の定義を見直すとともに、支援対象事業を明確にするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。